

「未来につなぐ相続登記」の取組

現状・問題点

○相続登記がされていない土地が数多く存在していることが東日本大震災の被災地の復興に関連して顕在化

○相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題が全国に広がっている。

空家問題の顕在化
全国の空家 約820万戸
平成25年10月現在



相続登記の促進に係る政府方針

経済財政運営と改革の基本方針2016

空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の**相続登記を促進**する。

日本再興戦略2016

空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、**相続登記の促進に向けた制度の検討**を行う。

ニッポン一億総活躍プラン

空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却建替え等を進めるための**相続登記の促進に向けた制度の検討**

相続登記の促進について、政府全体の取組として更に推進する必要性

相続登記の促進に向けた取組

その1 積極的な広報

登記は、権利を第三者に対して主張するための対抗要件であり、私的自治の観点から、相続登記の義務付け、強制することは困難。

法務局、司法書士会及び土地家屋調査士会が連携し、相続登記の促進について、積極的な広報活動を展開

その2 法定相続情報証明制度の創設(29.5.29運用開始)

相続人が登記所に対し、法定相続情報証明の**申出**を行い、登記官がその内容を**確認**の上、証明文付きの「**法定相続情報の写し**」を交付する。



効果1 相続登記の申請人の**手続負担軽減**

「法定相続情報の写し」が提供されれば、戸籍・除籍謄本は添付不要。複数の登記所に相続登記を行うとき(例：都内にマンション、長野県に旧実家を所有しているとき)は、効果倍増

効果2 我が国における**相続手続全般の社会的コスト削減**

銀行預金の払戻し等民間の相続手続に活用し、迅速な払戻しに寄与



兵庫県司法書士会
☎078-341-2755

神戸地方法務局
不動産登記部門
☎078-392-1876

兵庫県土地家屋調査士会
☎078-341-8180